

宗教的哲学としての改革派認識論

有神論的信念の認識論的地位を巡って

Reformed Epistemology as a Religious Philosophy:
On Epistemic Status of Theistic Belief

三宅 威 仁

Takehito Miyake

キーワード

改革派認識論、アルヴィン・プランティンガ、ニコラス・ウォルターストーフ、オランダ新カルヴァン主義運動、古典的基礎付け主義、証拠主義、有神論的信念、適正な基本性、保証

KEY WORDS

Reformed epistemology, Alvin Plantinga, Nicholas Wolterstorff, Dutch neo-Calvinist movement, classical foundationalism, evidentialism, theistic belief, proper basicity, warrant

要旨

改革派認識論はアメリカ合衆国に移入されたオランダ新カルヴァン主義運動を母体とし、古典的基礎付け主義やそれに由来する無神論的証拠主義を論駁する意図をもって登場した。改革派認識論によれば、有神論的信念はキリスト者にとって適正に基本的であり、いかなる証拠によって基礎付けられていなくとも合理的である。また、キリスト教が真であると仮定すれば、キリスト教の諸信念は知識として保証される。

SUMMARY

Reformed epistemology originated in the Dutch neo-Calvinist movement, that had been transplanted in America, with the intention of disproving classical foundationalism and atheistic evidentialism. The main thrust of Reformed epistemology is that for Christians theistic belief is properly basic and rational without any evidential foundation. And that, if Christianity is true, Christian beliefs are warranted as knowledge.

序

アメリカ合衆国の宗教哲学界を見渡してみると、西ヨーロッパにおいては既に解決済みとされ、日本においては殆ど耳目を引くことのない事柄が俎上に載せられて盛んに議論されているのを目撃することがある。フィリップス (D.Z. Phillips) とテッシン (Timothy Tessin) の編集した『21世紀の宗教哲学』(*Philosophy of Religion in the 21st Century*)¹ はアメリカ宗教哲学界の現在の主要な潮流として「哲学的有神論」(Philosophical Theism)、「改革派認識論」(Reformed Epistemology)、「ヴィトゲンシュタイン主義」(Wittgensteinianism)、「ポストモダニズム」(Postmodernism)、「批判理論」(Critical Theory)、「プロセス思想」(Process Thought) を取り上げている。「神の存在証明」という宗教哲学の中心課題が「哲学的有神論」の表題の下に受け継がれていること、ヨーロッパの思想界で隆盛を極めている「ポストモダニズム」や「批判理論」がアメリカにも移入されて熱心に研究されていること、「ヴィトゲンシュタイン哲学」と「プロセス哲学」の影響力が依然として根強いこと——こうした点はわれわれにも容易に頷首できるが、「改革派認識論」は聞き慣れない名前ではないだろうか²。しかし、アメリカにおいては、プランティンガ (Alvin C. Plantinga, 1932-) やウォルター・ストーフ (Nicholas Wolterstorff, 1932-) やオールストーン (William P. Alston, 1921-) ³らの提唱した改革派認識論は過去20年間にわたって多くの議論を呼び起こしてきた。改革派認識論は、主に改革派(カルヴァン派)のキリスト者がその信仰を堅持したまま哲学を用いて護教論を展開したもので、信仰内容を理性によって吟味するという従来の宗教哲学とは全く逆方向への展開を示している点が如何にもアメリカらしい。その主要な考察課題はキリスト教の諸信念の認識論的地位に関するものであり、改革派認識論は有神論的信念が合理的で知識としての地位を要求し得ると主張する。本論では、(1) 改革派認識論の成立契機となった (a) オランダ新カルヴァン主義運動、(b) 証拠主義、(c) 古典的基礎付け主義、の諸特徴を略述し、(2) 主にプランティンガの著作に依拠しつつ改革派認識論の中心思想について解説する。

1. 改革派認識論 (Reformed epistemology) の成立契機

改革派認識論は、ウィートン・カレッジ (Wheaton College) やベイラー大学 (Baylor University) などと並んでアメリカにおける保守的キリスト教主義教育を代表するカルヴァン・カレッジ (Calvin College) において構築され、1983年にプランティンガとウォルター・ストーフの共編著である『信仰と合理性——理性と神への信仰』(*Faith and*

Rationality: Reason and Belief in God)⁴の出版によって世に知られることとなった。カルヴァン・カレッジのセンター・フォー・クリスチャン・スカラーシップ (The Calvin Center for Christian Scholarship) では1970年代半ばから毎年、カルヴァン・カレッジから若干名の教員を選び、他大学からも幾人かの教員を招き、教育義務を免除して特定の主題について共同研究する機会を提供してきた。1979—80学年度のトピックは「理性と信仰に関する改革派の見解に向けて」であり、この共同研究の中から改革派認識論が成立したのである。ウォルター・ストーフの回想⁵によれば、改革派認識論を生み出す背景となったのは、一つにはコイペル (Abraham Kuyper, 1837—1920) によって指導された「オランダ新カルヴァン主義運動」(Dutch neo-Calvinist movement) であり、今一つはデカルト (René Descartes, 1596—1650) やロック (John Locke, 1632—1704) らの思想に典型的に見られる「古典的基礎付け主義」(classical foundationalism)、及びそれに含意されている「証拠主義」(evidentialism) である⁶。

a. オランダ新カルヴァン主義運動

——「知解を求める信仰」(Faith seeking understanding)

プランティンガとウォルター・ストーフが学んでいた1950年代のカルヴァン・カレッジはコイペルの指導したオランダ新カルヴァン主義運動の気風に満ちていた。コイペルはオランダ改革派教会の牧師であったが、啓蒙主義の影響を色濃く受けて自由主義的な傾向を強めていた改革派教会に対抗して正統的カルヴァン神学の復興を目差し、1880年にアムステルダム自由大学を創立し、さらに1901—05年にはオランダの首相も務めた人物である。彼は政治・経済・科学など人間のあらゆる営為をキリスト教信仰の中に位置付け、カルヴァン主義的理想社会の実現を目論見た。プランティンガとウォルター・ストーフに影響を与えた教師はすべてコイペル主義者であった。彼らは「知解を求める信仰」(Faith seeking understanding) をモットーにしていた。しかし、ウォルター・ストーフ自身が認めているように⁷、彼らはこのスローガンを原義とは異なる意味に解釈して学生に教授したのである。この標語によってアレクサンドリアのクレメンス (Titus Flavius Clemens, c150—c215) やアウグスティヌス (Aurelius Augustinus, 354—430) が意味したのは、教会や伝統や聖書の権威によって信ずるに至った信仰の内容を理性によって明確に自覚するということであった。ところが、プランティンガやウォルター・ストーフらが教授された意味は、「あらゆる探究を信仰の見地から行うことがキリスト教知識人の勤めである」⁸というものであった。この解釈に則って、彼らは「信仰の見地から歴史学、社会学、哲学、政治理論などを展開した」⁹のである。こうした態度を改革派認識論も受け継いでいる。つまり、改革派認識論の根底には、信仰の内容を理性の光に照らして吟味するのとは反対に、信仰は固く保持したまま、他のあらゆる事象を信仰の内

容と整合するように説明しようとする意図が見られる。従って、ここで先回りして改革派認識論に対するコメントを一つ述べておくと、幾人もの論者が指摘しているように¹⁰、改革派認識論は「宗教哲学」(philosophy of religion、宗教についての哲学)ではなく「宗教的哲学」(religious philosophy、或る一定の宗教的立場からなされた哲学)であると言えよう。

新カルヴァン主義運動は改革派認識論を生み出した母体であるが、ウォルターストーフがもう一つの契機として挙げている古典的基礎付け主義は、改革派認識論の成立にとって新カルヴァン主義とは正反対の役割を果たした。即ち、古典的基礎付け主義は改革派認識論者が反駁しようとした論敵であった。古典的基礎付け主義は西洋思想史において何世紀にもわたって支配的であり続けてきた認識論である。上述したデカルトやロック、また中世最大の神学者トマス・アクィナス(Thomas Aquinas、1224/5-74)も、プランティンガやウォルターストーフによれば、古典的基礎付け主義者であった。しかし、漸く1970年代になって哲学においてメタ認識論が発達したことにより、古典的基礎付け主義が初めてそれとして、しかも人間にとって唯一可能な認識論ではなく、様々な認識論の中の一つの選択肢として明確に把握されるに至った。こうしてプランティンガやウォルターストーフらは、それまで漠然と感じていた論争相手の存在を初めてはっきりと見据えることができるようになったのである。従って、古典的基礎付け主義と、それに由来する「神への信仰に対する証拠主義からの異議」(evidentialist objection to belief in God)¹¹を理解することは、改革派認識論の本質の把握にとって欠かせない。ここでは証拠主義について先に考察してみよう。

b. 証拠主義 (Evidentialism)

プランティンガが有神論に反対する証拠主義者として名前を挙げているのは、クリフォード(W.K.Clifford)、ブランシャード(Brand Blanshard)、ラッセル(Bertrand Russell)、スクリヴン(Michael Scriven)、フルー(Anthony Flew)らである¹²。一般に証拠主義者は、「信念」(belief)の確かさはその信念を支持する証拠の堅固さに比例する、と考える。さらに、何らかの信念を十分な証拠なしに受け入れるのは「非合理的」(irrational)、「非理性的」(unreasonable)、「知的に無責任」(intellectually irresponsible)、「認知的に標準以下」(noetically below par, noetically substandard)であるとみなすのである¹³。当然のことながら、すべての証拠主義者が有神論に対して疑義を唱えているわけではない。有神論に与する証拠主義者は神への信仰を証拠付けるために古来より様々な「神の存在証明」(存在論的証明、宇宙論的証明、目的論的証明など)を提示してきた。予断を持たない証拠主義者であれば、神の存在を支持する証拠と否定する証拠を比較考量して重きを成す方の

立場を選び取ることであろう。しかし、上述の証拠主義者たちは、「神は存在する」という命題には十分な証拠がなく、従って神への信仰を受け入れることは非合理的、或いは非理性的であると考えているのである。例えば、フルーは次のように述べている。

無神論の推定が正当化されるのは、根拠に対するこの不可避的な要請への準拠によってである。もし「神は存在する」ということが確立されるべきであるのならば、われわれは実際にそうであると信ずるために十分な根拠を持たなければならない。何らかのそのような根拠が生み出されるまでは、或いは生み出されない限りは、われわれはそう信ずる理由を文字通り全く持っていない。そして、そのような状況においては、唯一の理性的な立場は、否定的無神論か不可知論の立場なのである¹⁴。

ウォルター・ストーンはこうした「証拠主義の挑戦」(evidentialist challenge) を次のように要約している。

第一に、キリスト教、或いはその他の形の有神論を受け入れることは、そうすることが合理的でない限り誤っている、と主張される。第二に、宗教的確信を適切な証拠によって支持する他の信念に基づいて抱くのでない限り、それらの確信を抱くことは合理的でない、と主張される。いかなる宗教も合理的でなければ受け入れることはできず、いかなる宗教も証拠によって支持されていなければ合理的ではない。これが証拠主義の挑戦である¹⁵。

このように、無神論的証拠主義者は、有神論には証拠がなく、従って有神論を受け入れることは非合理的である、と主張する。こうした証拠主義に対して、改革派認識論者は、有神論には(万人を納得させるような)証拠がないことを認める。しかし、有神論的信念は証拠によって基礎付けられていなくとも合理的であり得る、と主張する。彼らの見解では、神の存在を証拠なしに信じたからといって、何ら認識上の誤りを犯していることにはならない。その点、改革派認識論は、ロックやカント (Immanuel Kant, 1724 – 1804) らの抱いた「合理的に根拠付けられた宗教」(rationally grounded religion) という啓蒙主義的理想を否定する。しかし、改革派認識論者は合理性そのものを否定しているのではない。むしろ、有神論が合理的であることを徹底的に弁護しようとする。彼らは宗教的信念、特に神に関する信念が合理的であるためには証拠によって基礎付けられていなければならないという考えに反対しているのである。『合理性』(rationality) と『合理的根拠付け』(rational grounding) は等しいとされるべきではない¹⁶。

c. 古典的基礎付け主義 (Classical Foundationalism)

プランティンガやウォルター・ストーンによれば、こうした証拠主義は古典的基礎付け主

義に由来する。古典的基礎付け主義は「信仰や知識や正当化された信念や合理性や、その他これらと同種のトピックに対する全体的なものの方」¹⁷の1種である。一般に基礎付け主義者は、信念、即ち人間が信じている「命題」(proposition)には2種類あると考える(この点に関しては改革派認識論者も全く同意する)。まず、われわれは数多くの命題を他の信念「に基づいて」(on the basis of)信じている。プランティンガの用いている(奇妙な)例を挙げれば、われわれは「'umbrageous'という単語はu-m-b-r-a-g-e-o-u-sと綴る」と信じているが、さらにこの信念を「それが辞書の示す綴り方である」という別の信念に基づいて信じている¹⁸。そして後者の信念を、また別の信念に基づいて信じているのかも知れない。このような場合、これらの信念は、他の信念「に基づく」(based on)、他の信念「から導かれた」(derived from)、他の信念「に仲介された」(mediated by)信念である。こうして、命題pは命題qに基づいて信ぜられており、命題qは命題rに基づいて信ぜられており……という連鎖を辿って行くと、遂には他のどのような命題によっても基礎付けられておらず、端的にそれだけで信ぜられている信念に行き当たる。こうした信念のことを、プランティンガは「基本的信念」(basic belief)と、ウォルター・ストーフは「直接的信念」(immediate belief)と呼ぶ¹⁹。どのような信念を基本的・直接的のみならずかという点で、古典的基礎付け主義者と改革派認識論者は大きく異なるのだが、プランティンガは誰もが基本的と考えるであろう命題の例として「 $2+1=3$ である」を挙げている²⁰。

命題は、基本的・直接的に信ぜられているからといって、合理的であるとは限らない。例えば、「私」が誰かに愛情を感じていて、何の理由もなく、「私」が楽観主義者の場合は)相手も「私」を愛していると、或いは(「私」が悲観主義者の場合は)相手が「私」を嫌っていると基本的・直接的に信じることがあるかも知れない。しかし、強い愛情と楽観主義或いは悲観主義の組み合わせによって生み出されたこの信念は合理的とは言えない。そこで、どのような基本的・直接的信念が合理的であるのかという問題が生ずる。一口に「合理的」と言ったが、ウォルター・ストーフは現在では、どのような信念が「保証されている」(warranted)のか、「信頼できる仕方で形成されている」(reliably formed)のか、「知られている」(known)のか、「資格がある」(entitled)のか、「科学に含めるに相応しい」(apt for inclusion in science)のか、といった具合に、よりきめ細かく議論すべきであったと述べている²¹。しかし、改革派認識論が登場した当時は、プランティンガはこうした点を一纏めにして「適正な」(proper)という語で表現した。どのような信念が「適正に基本的」(properly basic)であるのか²²。

ここで予め注意を促しておく、**「適正な基本性」**(proper basicity)は信念への到達の仕方・信念の抱き方について述べた概念であり、信念の内容が(現実に合致しているという意味で)「真」(true)であるか「偽」(false)であるかには関していない。上記の例を今一度用いると、「私」が誰かに愛情を感じていて、何の理由もなく、相手も「私」

を愛していると基本的・直接的に信じたとしよう。そして、実際に相手も「私」を愛していたとしよう。この場合、「私」の信念の内容はたまたま真であった訳だが、この信念への到達の仕方は「適正」であったとは言えないのである。ちなみに、信念を抱いている主体にとっては、信念は常に真であると信ぜられている。さて、どのような信念が適正に基本的であるのか。つまり、基本的・直接的に抱かれた信念のうち、どのようなものが適正とみなされるのか。

この問題に関して、古典的基礎付け主義者は次のように考える。まず、上述の「 $2+1=3$ である」という命題が他のどのような命題による基礎付けも必要とせず基本的・直接的に信ぜられているのは、それが「自明」(self-evident) であるからだ。従って、自明な命題、即ちその意味内容を理解した瞬間に真であると分かる命題は適正に基本的である。さらに、プランティンガの大雑把な把握によれば、古代と中世の基礎付け主義者は「感覚にとって明らかな」(evident to the senses) 命題も適正に基本的であると考えた。例として「私の前に木がある」や「私は靴を履いている」を挙げることができる²³。しかし、感覚は誤ることがあるので、近代や現代の基礎付け主義者は「私は木を見ていて私には思われる」といったより慎重な表現を用いる。感覚が誤っていて木だと見えたものが実は木ではなかったことはあり得るが、「私は木を見ていて」と「私に思われる」ということそのものは誤り様がない(デカルトが「我思う。故に我あり」を絶対確実な第一真理としたのもこの考え方の系列に属する)。そこで、近代と現代の基礎付け主義者は「感覚にとって明らかな」という規準の代わりに「訂正不可能」(incorrigible) という規準を用いる。「命題 p が主体 S にとって訂正不可能なのは、(a) S が p を信じておりかつ p が誤りである、ということが可能ではなく、(b) S が非 p を信じておりかつ p が真である、ということが可能ではない場合であり、かつその場合に限る」²⁴。こうした主張をなす古代・中世・近代・現代の基礎付け主義者をプランティンガらは「古典的基礎付け主義者」と呼ぶ。これまでの議論を要約すると、古典的基礎付け主義によれば、「命題 p が主体 S にとって適正に基本的であるのは、p が S にとって自明であるか、S にとって訂正不可能であるか、S の感覚にとって明らかな場合であり、かつその場合に限る」²⁵。従って、信念が合理的であるのは、その信念がこうした適正に基本的な信念であるか、或いは(証拠付けの連鎖を辿っていった場合、最終的に)こうした適正に基本的な信念によって証拠付けられている場合のみである。

古典的基礎付け主義者によれば、「神は存在する」という命題は、自明でも訂正不可能でも感覚にとって明らかなでもなく、従って適正に基本的とはみなされ得ない。そこで、トマス・アクィナスやデカルトらは何らかの適正に基本的な信念から出発して神の存在を証明しようとした。しかし、有神論に反対する証拠主義者として先に名前を挙げたクリフォードやブランシャードらは、有神論を基礎付ける証拠はないと主張するのである。

2. 改革派認識論の中心思想

a. 有神論的信念の適正な基本性 (Proper Basicity of Theistic Belief)

改革派認識論は古典的基礎付け主義、及びそれに基づく証拠主義の否定として登場したのであり、その事実が今日に至るまで改革派認識論の思想内容を決定的に特徴付けている。その主張の根本命題は「有神論的信念は適正に基本的であり、いかなる証拠によって基礎付けられていなくとも合理的である」というもので、これが全ての議論の出発点となっている。この点を、改革派認識論のマニフェストとも言うべきプランティンガの「理性と神への信仰」(“Reason and Belief in God”)²⁶に基づいて見てみよう。

プランティンガらが古典的基礎付け主義を批判するのは、簡単に言ってしまえば、「命題 p が主体 S にとって適正に基本的であるのは、 p が S にとって自明であるか、 S にとって訂正不可能であるか、 S の感覚にとって明らかな場合であり、かつその場合に限る」という原理が自家撞着に陥っている (self-referentially inconsistent) からである²⁷。即ち、古典的基礎付け主義者の金科玉条であるこの原理そのものは自明でも訂正不可能でも感覚にとって明らかでもなく、さらに何らかの適正に基本的な命題から導き出されたのでもない。とすれば、この原理を受け入れている古典的基礎付け主義者は非合理的であることになる。また、たとえ「命題 p が主体 S にとって適正に基本的であるのは、 p が S にとって自明であるか、 S にとって訂正不可能であるか、 S の感覚にとって明らかな場合である」という原理を受け入れたとしても、「その場合に限る」という原理を受け入れる必要は全くない²⁸。こうした場合以外にも、命題を適正に基本的とみなしてよい場合があるというのがプランティンガらの主張である。

では、改革派認識論者は何をもって「適正な基本性」の規準とするのだろうか。実はプランティンガは改革派認識論者が古典的基礎付け主義者の提示した上記のような一般的規準を有していないことを認めている。しかし、適正に基本的な信念を抱くためには、そもそも一般的な原理原則から出発する必要がないのである。人間はそうした原理を持っていなくとも、日常生活において適正に基本的な信念を数多く抱きながら生きている。例えば「あの人は苦しんでいる」というような他者の精神状態に関する信念は、古典的基礎付け主義の主張する適正な基本性の規準には当てはまらないが、一定の「状況」(circumstance) 或いは「条件」(condition) の下では適正に基本的な信念とみなしても構わない。或いはまた記憶に基づく信念、例えば「私は今朝、朝食を食べた」といった命題も上記の規準に当てはまらないが、しかるべき状況においては適正に基本的とみなすことができる。適正な基本性の規準が見出されるとすれば、それは「上からではなく下から」、つまり「帰納的」(inductive) にであろう、とプランティンガは言う。つまり、どのような状況においてどのような信念が適正に基本的と受け取られる

か、逆にどのような状況においてどのような信念が適正に基本的と受け取られないか、そうした実例を数多く集め、適正な基本性の必要十分条件に関する仮説を組み立て、その仮説を絶えず実例と突き合わせることによってであろう、と言う²⁹。

適正な基本性の一般的な規準をまだ見出せていないとはいえ、プランティンガによれば、「あの人は苦しんでいる」や「私は今朝、朝食を食べた」といった命題を適正に基本的な信念として抱くのは「根拠」(ground) のないことではない。「私」は眼前にいる人の精神状態そのものを知覚することはできないが、苦痛に歪んだ顔を見たり呻き声を聞いたりする。この苦痛の表情や行動を知覚することは、「あの人は苦しんでいる」という信念の証拠にはならないが、「私」がこの信念を形成して抱くことを正当化する根拠になる。「私は今朝、朝食を食べた」という命題も、過去の出来事が「私」の現在の知覚に立ち現れてくるのを根拠として、つまり記憶を根拠として、適正に基本的な信念として信ぜられる。これらの場合、苦痛の表情や行動の知覚・過去の記憶といった一定の状況、或いは条件が、こうした信念の正当化の根拠となっている³⁰。なお、プランティンガがこう述べるとき、彼は「証拠」(evidence) という語を極めて限定された意味に用いている。即ち、証拠とは、命題pから命題qを論理的な「推論」(inference) によって導き出す場合の命題pのことを指している。われわれが一般に「証拠」と言う場合、ここでプランティンガが「根拠」と呼んでいる苦痛に歪んだ顔や呻き声や記憶も含めて考えるのではないか³¹。

ここまでの議論で明らかのように、改革派認識論者は適正に基本的・直接的な信念を得るために、古典的基礎付け主義者の規準にこだわる必要はないと考える。そして、神の存在への信念も、キリスト教などの有神論的信仰を抱いている者にとっては、適正に基本的であり得るとみなす。

プランティンガの見解では、キリスト者は一輪の花を見ても夜空の星を見ても、「神がこれを創造された」と考える。これは特殊な宗教体験ではなく、キリスト者は日々、「神は私に語り掛けられる」「神は万物を創造された」「神は私のしたことを非とされる」「神は私を赦される」「神は誉め称えられるべきである」といった感覚を抱きながら生活している。こうした信念は、他の命題から導き出されたり証拠付けられたりしておらず、キリスト者の直接的な経験を根拠としており、適正に基本的であると考えられる。そして、こうした信念には必然的に「神は存在する」という命題が含意されているのである。先ほど、他者の精神状態そのものが「私」の感覚に現れることはないが、苦痛の表情や行動を見たときに「あの人は苦しんでいる」という命題を適正に基本的な信念として抱くのは正当である、という例を挙げた。それと同様に、厳密に言えば、「神は存在する」という命題そのものが基本的・直接的なのではないが、人間や世界に対する神の働き掛けに関してキリスト者が基本的・直接的に抱く信念（「神は私に語り掛けている」「神は万物を創造された」など）は全て神の存在を含意している。こうした経験

を根拠として、「神は存在する」という信念も適正に基本的とみなし得るのである³²。

さて、プランティンガのこの主張は一見したところ、一種の自然神学でもあるかのように、或いは神の存在証明でもあるかのように、しかも極めて悪しき循環論法に陥っている証明でもあるかのように思われる。彼は、神の存在に関して未決の立場から出発して有神論或いは無神論に至るのではなく、予めキリスト教信仰を抱いている者にとっては、「神は存在する」という命題は適正に基本的な信念とみなし得ると述べているからである。しかし、先ほど注意を促しておいたように、この主張は「神は存在する」という命題の真偽を論ずるものではない。改革派認識論者はもちろん「神は存在する」という命題が（現実合致しているという意味で）真であると信じている（そして、そのことが彼らの議論を一定方向に導いている）。しかし、彼らが自分たちの議論に忠実であるのなら、ここで問題になっているのはキリスト者の有神論的信念への到達の仕方・信念の抱き方のみであり、有神論的信念の内容が真であるか偽であるかについては何ら議論されていないのである。従って、改革派認識論はあくまで「認識論」に留まり、「存在論」を自称したことはない。もし（多くの論者が誤解したように）プランティンガのこの主張を有神論的信念の内容の真性の証明（神の存在証明）として受け取れば、これほど悪しき循環論法はないであろう³³。改革派認識論者の意図は、キリスト者に対して向けられた「証拠なしに有神論的信念を抱くのは認識上の誤りを犯している」という批判を、その批判の矛盾点を指摘しながら、またキリスト者にとっての有神論的信念の根拠を示しながら、反論することにある。

こうした改革派認識論の主張に対しては各方面から批判が寄せられてきた。反対の声を上げる第1のグループは、当然のことながら、「神への信念は適正に基本的ではない」と考える証拠主義者の陣営である。しかも、無神論的、或いは大抵の宗教的信条を合理的とは認めない証拠主義者からの反論ばかりでなく、有神論的証拠主義者からも反論がなされてきた。自然神学に携わるカトリック神学者をはじめ、神の存在を証拠付けることは十分に可能だと考える人々からの批判である³⁴。この点については本論では取り上げないが、一言だけ注意を促しておきたいのは、数多くのプロテスタント思想家が自然神学や神の存在証明に反対するのは異なり、代表的な改革派認識論者は神の存在証明そのものを否定しているのではないという点である。プランティンガ自身も可能世界論を用いた神の存在証明について考察している³⁵。もし神の存在が何らかの仕方では証拠付けられるのであれば、それは、基本的・直接的な信念として抱かれている有神論をさらに強固にするのに役立つであろう。改革派認識論が反対しているのは、神への信仰が合理的であるためには証拠が必要不可欠だという考え方に対してである³⁶。

改革派認識論に対する第2の批判は、これではどのような信念も適正に基本的とし

て主張され得ることになる、というものであろう³⁷。例えば、熱心な仏教徒は、この世界では生きとし生けるものが輪廻転生を繰り返す、その実相は苦であり、その原因は渴望であり、人間はこの娑婆から抜け出して涅槃に至らねばならない、といった信念を、眼前にある木を見るように基本的・直接的な確信として抱いている。改革派認識論の議論を仏教徒の間に平行移動すれば、こうした主張も適正に基本的で合理的であることになるであろう。しかし、こうした仏教徒の信念の内容は、改革派認識論者が抱いている信念の内容（「神は存在する」「神は全知全能である」「神はこの世界を創造された」「神は賞賛されるべきである」など）とは全く異なっている。だが、改革派認識論者はいずれの主張が正しいのか決めることができないのではないか。そればかりでなく、どんなに奇妙な主張でも適正に基本的として主張され得るであろう。シュルツ (Charles M. Schultz) 作の漫画「ピーナッツ」(Peanuts) に登場するライナス (Linus) は、毎年ハロウィーンになるとかぼちゃ大王が彼を待ち侘びる人々のところにやってくると心から信じている。この信念も適正に基本的で合理的ではないか。これは「かぼちゃ大王による異議」(Great Pumpkin Objection) と呼ばれる³⁸。

この異議に対してプランティンガは以下のように答える。

適正な基本性の規準には上からではなく下から到達されねばならない。その規準は上からの権威によって提示されるのではなく、多くの適切な例によって議論され試されねばならない。しかし、誰もが例（どのような例が適切かということ——引用者注）に同意すると予め仮定する理由は全くない。キリスト者はもちろん、神への信念は全く適正で合理的であると考えているであろう。もし彼がこの信念を他の命題に基づいて受け入れるのであれば、彼はこれが自分にとって基本的であり、全く適正にそうであるという結論に達するであろう。パートランド・ラッセルやマデリン・マリー・オヘアの追従者たちはそれに同意しないであろう。しかし、それが何の関係があるのか。私の規準、或いはキリスト者の共同体の規準が、彼らの例に従わなければならないのか。全くそうではない。キリスト教共同体は自分たちの例に対して責任があるのであって、彼らの例に対してではないのである³⁹。

即ち、プランティンガによれば、或る人がどのような信念を適正に基本的とみなすかは、その人が予め抱いている主義主張によって大きく決定される。キリスト者は予めキリスト教を信仰していることによって、無神論者は無神論を抱いていることによって、その他、仏教であれマルクス主義であれ「かぼちゃ大王主義」であれ、各人が予めコミットしている主義主張によって適正な基本性は異なる。「かぼちゃ大王主義者」は「かぼちゃ大王は存在する」という命題を適正に基本的として受け取るであろう。しかし、それは他の人々がこの命題を適正に基本的として受け取らねばならないということの意味し

ない。キリスト者にはキリスト者が適正に基本的として受け取る一連の命題があり、その中にはかぼちゃ大王の存在は含まれていない。各人は自分の適正に基本的であるとみなす信念が妥当であるかどうかには留意しなければならないが、他者が適正に基本的とみなす信念をすべてそれとして受け入れる必要はない。プランティンガはここで、哲学者がこれまで理想として掲げてきた普遍的理性を放棄している。しかし、一見したところ（そして多くの論者が誤解したように）極端な相対主義に見えるこの思想は実は相対主義ではない。この点に関しては稿を改めて論ずる。また、くどいようであるが、今一度繰り返すと、ここでは命題の内容の真偽に関しては議論されていない。たとえ「かぼちゃ大王主義者」が「かぼちゃ大王は存在する」という命題を適正に基本的として受け取ったとしても、それはこの命題の真性を何ら証明するものではない。

さらに、先ほども述べたように、改革派認識論者は、或る主体によって基本的・直接的に抱かれているあらゆる信念が「適正」だと主張するのではない。実は、適正な基本性は常に「暫定的」(*prima facie*)という性格を有している。或る命題が適正に基本的・直接的に信ぜられるのは、それを打ち破るような別の信念や条件が現れない限りにおいてである⁴⁰。この主張は様々な問題を孕んでおり、やはり別の機会に論ずるつもりである。

b. 保証 (Warrant)

その他の問題点に関しても稿を改めて論ずることにして、ここではもう一つ、プランティンガのその後の思索の歩みを決定することになった、ウィクストラ (Stephen Wykstra) やヴァン・フック (Jay van Hook) らによる批判を取り上げることにしよう⁴¹。彼らの批判は、プランティンガらが適正に基本的・直接的であると主張した有神論的信念は、たとえ「真」であったとしても、未だ「知識」(knowledge) にはなり得ていない、というものである。この「真の信念」(true belief) と「知識」の違いは何かという問題は極めて難解で、ウィクストラやプランティンガらの挙げる例は（議論の正確を期するために）甚だ複雑なので、私なりに単純な例を述べてみたい。

例えば、「私」は知人と待ち合わせをしていたが、事故に巻き込まれて遅れてしまった。あいにく携帯電話などで連絡を取ることもできない。しかし、「私」は何時間遅れても知人が待っていると信じている。数時間遅れて待ち合わせ場所へ着くと、果たして知人は本当に待っていてくれた。この例の場合、待ち合わせ場所へ行って知人が待っているのを見出すまでは、「私」の考えは「真の信念」である。それは現実と合致しているという意味で「真」なのだが、やはり依然として単なる思い込みにしか過ぎない。待ち合わせ場所で知人が待っているのを見出した時点で、この信念は「知識」に変わったのである。

先ほど述べたように、改革派認識論によれば、キリスト者は日々の経験において「神は私に語り掛けられる」「神は万物を創造された」「神は私のしたことを非とされる」「神

は私を赦される」「神は誉め称えられるべきである」といった命題を、さらにこうした命題に含意されている「神は存在する」という命題を適正に基本的・直接的な信念として抱く。ウィクストラやヴァン・フックらは、こうした有神論的信念は、たとえ「真」であったとしても、あくまで「信念」のレベルに留まっており、「知識」ではない、と主張したのである。

すると、ここに「真の信念」を「知識」に高めるものは何か、という問題が生じる。命題が知識であるためには、真の信念であることは必要条件だが、十分条件ではない。プランティンガは真の信念を知識に高める何ものかのことを「保証」(warrant)と呼ぶ。プランティンガの現在の思索はこの保証の問題を巡って展開されている。彼は近年、『保証——現在の論争』(Warrant: The Current Debate)、『保証と適正な機能』(Warrant and Proper Function)、『保証されたキリスト教信仰』(Warranted Christian Belief)⁴²という歴大な3部作を著した。その全貌を紹介することは本論の限界を超えているので、ここでは宗教的哲学としての性格が最も顕著に現れている第3作のみを取り上げてみたい(前2作は主に一般的な認識論の領域における議論を記したものである)。

1993年に『保証——現在の論争』と『保証と適正な機能』が相次いで出版された後、2000年に『保証されたキリスト教信仰』が発表されるまでの間、プランティンガが何故これほどまでに「保証」の問題にこだわるのか訝る論者が多かった⁴³。その答えは『保証されたキリスト教信仰』において明らかになる。この書においてもプランティンガが目指しているのは、キリスト教に投げ掛けられた批判に対してキリスト教の合理的受容可能性を弁護することにある。この書は本文だけでも499ページに及ぶ長大なものであり、様々な議論がなされていて、その詳細は割愛せざるを得ないが、プランティンガのこれまでの思索の集大成の観がある。

この『保証されたキリスト教信仰』において、プランティンガはまずキリスト教に対する「権利上の」(*de jure*) 挑戦と「事実上の」(*de facto*) 挑戦を区別する⁴⁴。「権利上の」挑戦とは、キリスト教の真偽に拘らず(即ち、たとえキリスト教信仰の内容が現実合致しているという意味で「真」であったとしても)、キリスト教の諸命題を信ずることは(「人間の認識能力を超えている」「十分な証拠がない」などの理由で)認識上の誤りを犯しており、非合理的・非理性的である、という批判である⁴⁵。「事実上の」挑戦とは、キリスト教の諸命題が偽である(即ち、現実合致していない)、という批判である。この区別を弁えることは改革派認識論を理解するうえで極めて重要だ。改革派認識論が論駁を試みるのは「権利上の」挑戦に対してであり、「事実上の」挑戦に対してではない。改革派認識論は(多くの論者の誤解とは異なり)、キリスト教の諸命題の内容の真偽については論じない。

プランティンガはキリスト教に投げ掛けられた様々な「権利上の」挑戦(既述の無神論的証拠主義や古典的基礎付け主義からの挑戦も含まれる)が成り立たないことを次々と

論じた後、遂にフロイト (Sigmund Freud, 1856 – 1939) とマルクス (Karl Heinrich Marx, 1818 – 83) というキリスト教 (と言うよりも宗教) に対する2大批判者に行き当たる。フロイトとマルクスの思想は、他の無効な「権利上の」挑戦とは異なり、キリスト教に対する有効な「権利上の」批判となり得ているのではないか。プランティンガの解釈では、フロイトもマルクスも「キリスト教の諸信念は保証を欠いており、それらを受け入れるのは合理的ではない」としてキリスト教を批判した。つまり、フロイトとマルクスのキリスト教批判も結局のところは保証と知識を巡る問題に帰着する、という。こうした批判に答えるために、プランティンガは保証に関する理論を洗練する必要があったのである。

そこで、保証に関するプランティンガの見解を先に見ることにしよう。保証とは、即ち真の信念を知識の地位にまで高める質或いは量とは何か。この問題に対するプランティンガの答えはこうである。真の信念が知識の資格を得るためには、まずその信念は適正に機能している認識能力 (と補助器官) によって形成される必要がある。人間の心臓は、休息時に毎分約 50 – 80 回の心拍数を示した場合、その (神によって創造された、或いは進化によってもたらされた) 設計案に照らし合わせて適正に機能しているとみなされる。それと同様に、人間の認識能力と補助器官にも、それぞれの設計案があり、適正な機能の範囲が定められている。しかし、たとえ呼吸器官が適正に機能していても水の中では呼吸できないのと同様に、人間の認識能力や器官がその役割を果たすためには適切な環境が必要である。さらに、たとえ人間の認識能力や器官が適切な環境において適正に機能したとしても、その認識が真実以外のものを目指している場合があり得る。例えば、人間は危険な状況に置かれたり不治の病に侵されたりした場合には、自分が生き残れるチャンスを実際よりもはるかに多く見積もるものである。そうして抱かれる信念は人間が生き続けるために必要な希望であり、その際に認識能力は適正に機能していると言えるが、真実の獲得を目指しているのではない。そこで、信念が知識になるためには、そうした真実以外のものを目指している場合を除外する必要がある。プランティンガは以上の議論を要約して保証に関して次のように言う。「信念が或る人 S にとって保証を有するのは次の場合のみである。即ち、その信念が、真実へと巧みに向けられた設計案に従って、S の認識能力にとって適切な認識環境において、適正に機能している (いかなる機能障害にも陥っていない) 認識能力によって S の中に形成される場合のみである」 (a belief has warrant for a person S only if that belief is produced in S by cognitive faculties functioning properly (subject to no dysfunction) in a cognitive environment that is appropriate for S's kind of cognitive faculties, according to a design plan that is successfully aimed at truth) ⁴⁶。

プランティンガによるこの「保証」の定義が孕んでいる数々の問題点、特に本当にこの規準によって真の信念は知識へと高められるのかという点については、本論では一切

取り上げない。なお、この定義を、改革派認識論が登場した当初には見出せていなかった「適正な基本性」（「保証に関する適正な基本性」——後述）の一般的規準とみなすこともできよう。

さて、フロイトは宗教が無意識の願望充足機能によって生み出されたと主張した。神は、過酷な自然から自分たちを守ってくれる父親像として、人間が無意識的に生み出した幻想である。そこで、プランティンガの解釈によれば、フロイトは「有神論的信念は真実以外のものを目指した適正認識機能に起因する」としてキリスト教を批判したことになる。つまり、人間の認識能力は、有神論的信念を形成する際に、適正に機能してはいるものの、真実以外のものの獲得（無意識の願望充足）を目指しており、その意味において非合理的である、というのである⁴⁷。

また、マルクスの「宗教は抑圧された民衆の阿片である」という主張はよく知られている。宗教は、現実社会の悲惨さを天上の幻想的幸福によって置き換えようとする試みあり、転倒した世界認識である。つまり、搾取され疎外された民衆は「現実社会は悲惨だ」という正しい認識に到達する代わりに「天上世界は素晴らしい」と言うのであり、宗教は虚偽意識である。そこで、プランティンガの解釈によれば、マルクスは「有神論的信念は認識的機能不全に起因する」としてキリスト教を批判したことになる。虐げられた民衆の認識能力が適正に機能すれば、現実の悲惨さを正しく認識するようになるであろう⁴⁸。

プランティンガによるこのフロイトとマルクスの解釈が孕んでいる数々の問題点についても、やはり本論では取り上げない。しかし、この解釈が余りにも一面的であることは言うまでもないことであろう。いずれにせよ、プランティンガの先ほどの「保証」の定義を思い起こすなら、フロイトもマルクスもキリスト教は保証を欠いていると述べていることになるのである。

フロイトとマルクスの宗教批判を以上のように解釈した後、プランティンガは、有神論的信念を抱くに至る人間の認識能力に関する「アキナス／カルヴァン・モデル」（Aquinas / Calvin Model）を提示する。このモデルによれば、人間の認識能力によって抱かれる有神論的信念は保証の要件を全て満たしており、従って知識としての地位を要求し得る。もしキリスト教が真である（現実合致している）とすれば、アキナス／カルヴァン・モデルも真であり、キリスト教の諸命題は知識となり、フロイトとマルクスの批判も当たらないことになる。

実は、最も単純なアキナス／カルヴァン・モデルは、プランティンガが古典的基礎付け主義や証拠主義に反論する際に用いた議論を、アキナスとカルヴァンの著作に準拠しつつ洗練したものにし過ぎない。このモデルによれば、人間は、神に関する信念を形成する一種の本能或いは傾向を神から与えられているとされる。「カルヴァ

ンが *sensus divinitatis*、神性の感覚、と呼ぶ能力或いは認識メカニズムが存在する。これは様々な状況においてわれわれの中に神についての諸信念を生み出すものである⁴⁹。その状況とは、大自然の雄大な景色を目の当たりにしたとき、一輪の可憐な花の美を愛でるとき、自分が過ちを犯して恐れ戦くとき、罪の赦しを感じるとき、などである⁵⁰。こうした状況においては「神は万物を創造された」「神は私のしたことを非とされる」「神は私を赦される」といった信念が、人間の側の計らいに拘りなく、神性の感覚によって生み出されて自ずと湧き上がってくる。こうした有神論的信念は、何らかの証拠に基づいて受け入れられるのではなく、基本的な信念である⁵¹。また、こうした信念を抱くことは、何ら認識上の誤りを犯していないという意味において適正であり、即ち正当である (*properly basic with respect to justification*)⁵² (ここまでは「理性と神への信仰」の中でも論ぜられていた)。さらに、こうした信念は保証を有する、即ち知識としての地位を要求し得るという意味においても適正である (*properly basic with respect to warrant*)⁵³。神性の感覚は神によって設計された。その目的は、神についての真の認識を人間に得させることにある。神性の感覚は、上記のような適切な状況において適正に機能したとき、神についての真の信念を人間の中に形成する。従って、神性の感覚によって生み出される信念は、プランティンガが「保証」の定義(「信念が或る人Sにとって保証を有するのは次の場合のみである。即ち、その信念が、真実へと巧みに向けられた設計案に従って、Sの認識能力にとって適切な認識環境において、適正に機能している(いかなる機能障害にも陥っていない)認識能力によってSの中に形成される場合のみである」)として挙げた要件を全て満たしている。

このように、最も単純なアキナス／カルヴァン・モデルとは、人間には神の創造によって神性の感覚が生来的に備わっており、これが適切な状況において適正に機能した場合に有神論的信念を生み出す、というだけのものである。しかし、プランティンガはさらに「拡大されたアキナス／カルヴァン・モデル」(*Extended Aquinas / Calvin Model*)として、キリスト教の教義を取り入れた認識論を展開する。このモデルによれば、まず、神によって与えられた神性の感覚は人間の罪によって損なわれた。しかし、イエス・キリストの受肉と贖罪死と復活によって神との和解への道が人間に開かれた。この出来事を知らせるために、神は三重の働き掛けをされる。即ち、聖書と聖霊と信仰である。神は和解の出来事を聖書の中に書き記された。人間は聖霊の働き掛けに促されて聖書を読むとき、信仰が形成され、罪によって損なわれた神性の感覚も回復される。従って、神性の感覚は創造主によってもともと人間に備えられた認識装置であるが、聖書・聖霊・信仰は人間の生来の組み立ての一部ではなく、罪に満ちた人間の状態に対する神の応答の一部であり、超自然的な働きである。

拡大されたアキナス／カルヴァン・モデルを巡るプランティンガの長大な議論に

については割愛せざるを得ないが、要するにこれは、伝統的なキリスト教の教義をそのまま有神論的信念の形成過程に当て嵌めたものである。このモデルは、罪に落ちた人間が有神論的信念を直接的に抱くまでになるプロセスを説明する。そして、このモデルによれば、こうして形成された有神論的信念はやはり保証の要件をすべて満たしており、知識としての地位を要求し得るのである。

この議論によってプランティンガは何を達成しようとしているのか。彼は（フロイトとマルクスによる批判も含めて）キリスト教に対する「権利上の」挑戦——「私はキリスト教の信念が真であるかどうか知らない（結局のところ、誰がそんなことを知り得ようか）。しかし、私はそれが非合理的であることを知っている」⁵⁴といった態度——を論駁しようとしているのである。もしキリスト教が真である（現実合致している）とすれば、アクィナス／カルヴァン・モデルも真であり、このモデルの描き示すプロセスに沿って形成されるキリスト教の諸命題は、（プランティンガによる）「保証」の定義に照らし合わせて知識としての地位を要求できる。しかし、もしキリスト教が偽であれば、アクィナス／カルヴァン・モデルも偽であり、キリスト教の諸命題は保証の要件を満たし得ず、それらを信ずることは認識論的に標準以下の行いになる。従って、キリスト教に対する「権利上の」挑戦は、結局のところ、「事実上の」挑戦——キリスト教が偽であること——を前提していることになる。「事実上の」挑戦から独立した「権利上の」挑戦——キリスト教の真偽に拘らず（即ち、たとえキリスト教信仰の内容が現実合致しているという意味で「真」であったとしても）、キリスト教の諸命題を信ずることは（「人間の認識能力を超えている」「十分な証拠がない」「真実以外のものを目指した認識能力によって形成されている」などの理由で）認識上の誤りを犯しており、非合理的・非理性的である、という批判——は成り立たない。こうしてプランティンガは「権利上の」挑戦からキリスト教を弁護し得たと自認する。しかし、それはキリスト教が真である限りにおいてである。こうして全てはキリスト教が真であるか偽であるかにかかっている。だが、それを決定するのは哲学ではなく、信仰である。歴大な『保証三部作』は次のような言葉で締め括られている。

……もしアクィナス／カルヴァン・モデルが、そしてキリスト教信仰そのものが実際に真であるとすれば、これら（キリスト教信仰に対する「権利上の」挑戦——引用者注）のいずれもが、キリスト教信仰の享受する保証に対する重大な挑戦とはなり得ない。

しかし、キリスト教信仰は実際に真であるのか。これが本当に重要な問いである。そして、ここでわれわれは哲学の権能を後にすることになる。この領域における哲学の主要な権能は、キリスト教に対する異議・抵抗・障害を取り除くことにある。哲学の名においてではなく私自身の思うことを言えば、キリスト教信仰は私には実際に真であるように思わ

れる。そして、最も重要な真実であると思われる⁵⁵。

こうした改革派認識論の主張が孕んでいる数々の問題点——個別的な論争点をはじめ、思索の閉鎖性や信仰の一面性など——についても考察する予定であったが、既に紙数が尽きた。稿を改めて論ずることにしたい。

注

- 1 D. Z. Phillips and Timothy Tessin (eds), *Philosophy of Religion in the 21st Century*, Palgrave, 2001.
- 2 我が国では改革派認識論については殆ど議論されていないようだが、星川啓慈による研究がある。星川啓慈『ウィトゲンシュタインと宗教哲学』、ヨルダン社、1989年、112-127頁やA・プランティンガ、星川啓慈（訳）『神と自由と悪と』、勁草書房、1995年を参照のこと。
- 3 このうち、オールストンは米国監督教会に属しているが、改革派認識論を主張するためには改革派に属している必要はない。
- 4 Alvin Plantinga and Nicholas Wolterstorff (eds), *Faith and Rationality: Reason and Belief in God*, University of Notre Dame Press, 1983.
- 5 Nicholas Wolterstorff, "Reformed Epistemology" in D.Z.Phillips and Timothy Tessin (eds), *Philosophy of Religion in the 21st Century*, pp.39-63.
- 6 ウォルター・スτροφはさらにリード（Thomas Reid）の哲学を読んだことも助けになったと述べている。リードの著作がプランティンガやウォルター・スτροφらに教えたのも、一つには古典的基礎付け主義に反対することであり、今一つには形而上学において現実主義的であることであった。Ibid., p.49.
- 7 Ibid, p.42.
- 8 Idem.
- 9 Idem.
- 10 D. Z. Phillips, "Introduction" in D. Z. Phillips and Timothy Tessin (eds), *Philosophy of Religion in the 21st Century*, p.xii を参照のこと。
- 11 Alvin Plantinga, "Reason and Belief in God" in Alvin Plantinga and Nicholas Wolterstorff (eds), *Faith and Rationality: Reason and Belief in God*, p.17.
- 12 Idem.
- 13 Idem.
- 14 Anthony Flew, *The Presumption of Atheism*, Pemberton, 1976, p.22. なお、Alvin Plantinga, "Reason and

- Belief in God”, p.26 を参照のこと。
- 15 Nicholas Wolterstorff, “Introduction” in Alvin Plantinga and Nicholas Wolterstorff (eds), *Faith and Rationality: Reason and Belief in God*, p.6. 訳文の傍点箇所は原文ではイタリックである。なお、Michael Peterson, William Hasker, Bruce Reichenbach, David Basinger, *Reason & Religious Belief*, Second Edition, Oxford University Press, 1998, p.148 を参照のこと。
 - 16 Nicholas Wolterstorff, “Reformed Epistemology”, p.43.
 - 17 Alvin Plantinga, “Reason and Belief in God”, p.48.
 - 18 Ibid., p.46.
 - 19 Nicholas Wolterstorff, “Reformed Epistemology”, p.45.
 - 20 Alvin Plantinga, “Reason and Belief in God”, p.46.
 - 21 Nicholas Wolterstorff, “Reformed Epistemology”, pp.42, 45.
 - 22 以下の3段落で述べる点に関しては、既に星川啓慈が『ウイトゲンシュタインと宗教哲学』の中で解説しているので、参照のこと。
 - 23 Alvin Plantinga, “Reason and Belief in God”, pp.43, 55-59.
 - 24 Ibid., p.58.
 - 25 Ibid., p.59.
 - 26 Ibid., pp.16-93.
 - 27 Ibid., p.60.
 - 28 Ibid., p.59.
 - 29 Ibid., pp.75-77.
 - 30 Ibid., pp.78, 79.
 - 31 また、ここでプランティンガが用いている「根拠」(ground) という語の意味は、注16の引用でウォルター・ストーフが用いている「根拠」の意味とも異なっている。注16でウォルター・ストーフの述べている「根拠付け」は「証拠による基礎付け」の意味である。
 - 32 Alvin Plantinga, “Reason and Belief in God”, pp.78-82. この段落で述べた点に関しても、星川啓慈が『ウイトゲンシュタインと宗教哲学』の中で解説しているので、参照のこと。
 - 33 星川啓慈もプランティンガのこの議論を一種の神の存在証明として理解している。しかし、この解釈は、星川の著作が執筆された1988年においては致し方のないものである。むしろ、この早い時点でプランティンガに着目した星川に敬意を表したい。
 - 34 Stewart C. Goetz, “Belief in God Is Not Properly Basic” in *Religious Studies*, Vol.19, No.4, 1983, pp.475-484, Gary Gutting, “The Catholic and the Calvinist: A Dialogue on Faith and Reason” in *Faith and Philosophy*, Vol.2, No.3, 1985, pp.236-256 など。
 - 35 Alvin Plantinga, *God, Freedom, and Evil*, Harper & Row, Publishers, Inc., 1974.
 - 36 Nicholas Wolterstorff, “Reformed Epistemology”, p.44.

- 37 Philip Quinn, "In Search of the Foundations of Theism" in *Faith and Philosophy*, Vol. 2, No.4, 1985, pp.469-486 など。
- 38 Alvin Plantinga, "Reason and Belief in God", pp.74-78.
- 39 Ibid., p.77. なお、Michael Peterson, William Hasker, Bruce Reichenbach, David Basinger, *Reason & Religious Belief*, p.153 を参照のこと。
- 40 Alvin Plantinga, "Reason and Belief in God", pp.82-87.
- 41 Stephen Wykstra, "Toward a Sensible Evidentialism: On the Notion of 'Needing Evidence'" in William Rowe and William Wainwright (eds), *Philosophy of Religion: Selected Readings*, 2nd edition, Harcourt, Brace, Jovanovich, 1989, pp.426-437. Jay M. Van Hook, "Knowledge, belief, and Reformed epistemology" in *The Reformed Journal*, Vol.31, Issue 7, July 1981, pp.12-17. Jay M. Van Hook, "'Knowledge' in Quotes" in *The Reformed Journal*, Vol.32, Issue 6, June 1982, pp.8-9.
- 42 Alvin Plantinga, *Warrant: The Current Debate*, Oxford University Press, 1993. *Warrant and Proper Function*, Oxford University Press, 1993. *Warranted Christian Belief*, Oxford University Press, 2000.
- 43 Michael Peterson, William Hasker, Bruce Reichenbach, David Basinger, *Reason & Religious Belief*, p.163, Note 16 を参照のこと。
- 44 Alvin Plantinga, *Warranted Christian Belief*, pp.viii-xiii.
- 45 この「権利上の」挑戦について理解するためには、ラッセルに纏わる逸話を思い起こしてみるのがよい。彼は、「死後、神の面前に引き出されて『なぜ信者ではなかったのか』と問われたらどう答えますか」と尋ねられ、「私はこう答えるでしょう。『神よ、十分な証拠がありませんでした。十分な証拠が』』と回答したそうである。Alvin Plantinga, "Reason and Belief in God", p.17f を参照のこと。
- 46 Alvin Plantinga, *Warranted Christian Belief*, p.156.
- 47 Ibid., pp.137-140, 167.
- 48 Ibid., pp.140-142, 167.
- 49 Ibid., p.172.
- 50 Ibid., p.174.
- 51 Ibid., pp.175-177.
- 52 Ibid., p.177f.
- 53 Ibid., pp.178-180.
- 54 Ibid., p.xii.
- 55 Ibid., p.499.